

肉用子牛生産者補給金制度における肉用子牛1頭当たりの負担金の額について（公告）

肉用子牛生産者補給金制度における肉用子牛1頭当たりの負担金の額を下記のとおり定めたので、肉用子牛生産者補給金制度に係る業務規程の第24条の3の規定に基づき公告します。

令和2年4月7日

公益社団法人熊本県畜産協会
会 長 穴 見 盛 雄

記

1. 肉用子牛1頭当たりの負担金の額

（単位：円/頭）

品種区分	生産者負担金		生産者積立助成金		生産者積立金
	①生産者	②県	③機構	((①+②+③))	
	(1/4)	(1/4)	(1/2)		
黒毛和種	400	400	800	1,600	
褐毛和種	1,500	1,500	3,000	6,000	
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	4,700	4,700	9,400	18,800	
乳用種の品種	1,700	1,700	3,400	6,800	
肉専用種と乳用種の交雑の品種	800	800	1,600	3,200	

2. 適用時期

令和2年4月1日に個体登録される肉用子牛から適用。